

第3章 方法書についての意見と事業者の見解

3.1 公告・縦覧の概要、住民説明会等開催状況

3.1.1 公告・縦覧の概要

方法書の公告・縦覧は、表 3.1-1 に示す内容で行った。

表 3.1-1 方法書の公告・縦覧の概要

公告日	令和5年8月10日
縦覧期間	令和5年8月10日～9月10日
縦覧場所	上越市環境部環境政策課 上越市柿崎区総合事務所 柏崎市役所市政情報コーナー 柏崎市米山コミュニティーセンター 公益財団法人新潟県環境保全事業団上越業務課
意見募集期間	令和5年9月25日まで

3.1.2 住民説明会開催状況

住民説明会は表 3.1-2 に示す内容で行った。

表 3.1-2 住民説明会の開催状況

開催日時	場所	参加者数
令和5年8月29日 19:00～20:00	柿崎コミュニティープラザ	11名
令和5年8月31日 19:00～20:00	米山コミュニティーセンター	15名

3.2 意見の概要及び事業者の見解

3.2.1 方法書についての意見の概要及び事業者の見解

方法書についての意見の概要及び事業者の見解は表 3.2-1 に示すとおりである。

表 3.2-1 方法書についての意見の概要と事業者の見解

意見概要	事業者の見解
<p>万蔵川の水質調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設稼働後も自然環境の復元、再生に向けての継続的な調査を行うべきであり、具体的な環境保全対策について迅速かつ分かりやすい情報公開を要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立完了後も環境モニタリング調査を継続的に行い、結果はホームページ等を活用し速やかに公表します。 ・具体的な環境保全対策については、今後検討の上、準備書でお示しします。
<p>植物相の調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域及びその周辺においては、過去に現地調査の記録が無いが、貴重な植物相を形成していると考えられることから、これを明らかにする調査が必要であり、失われるものについては、その資料を残すことが跡地利用の検討においても重要と考えます。 ・自然環境の復元、再生に向けて基礎となる調査を要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域及びその周辺において、動物相、植物相、植物群落、植生の現状を明らかにする調査を実施し、調査結果を施設の緑化計画等に反映してまいります。
<p>市民との情報共有について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋立後の施設の有効活用に向けて、各団体への説明会での質疑応答内容を公表するなど、多くの市民と情報を共有し、ともに整備することを要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘の点について、ホームページ等も活用し、多くの皆さんと情報共有を図りながら、事業を進めてまいりたいと考えています。

3.3 方法書についての県知事の意見及び事業者の見解

3.3.1 方法書についての県知事の意見

方法書についての新潟県知事の意見（令和5年12月28日 環政第1261号）は、次のとおりである。



環 政 第 1261 号
令和5年12月28日

公益財団法人新潟県環境保全事業団
理事長 関根 繁明 様

新潟県知事 花 角 英 世



環境影響評価方法書に対する意見について（通知）

令和5年8月10日付けで送付のあった「上越地区産業廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書」について、新潟県環境影響評価条例第10条第1項の規定に基づき、環境保全の見地から別紙のとおり意見を述べます。

なお、別添の関係市町村長の意見についても十分配慮してください。

上越地区産業廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書に関する意見書

本事業は、上越市及び柏崎市において、廃棄物の最終処分場（埋立面積：約 13.9ha、埋立容量：約 280 万 m³）と搬入道路を整備するものであり、安定的な埋立処分容量を確保し、県内で発生した廃棄物の適正処理の推進に寄与するものである。

一方で、搬入道路整備区域の周辺に住宅が存在するほか、本事業の対象事業実施区域（以下「実施区域」という。）の大部分が米山福浦八景県立自然公園内に位置すること等から、周辺的生活環境や自然環境への影響が懸念される。

本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、それぞれの検討の経緯及び内容について、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に適切に記載すること。

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目や手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合は、必要に応じて環境影響評価の項目や手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。
- (2) 準備書段階で、環境への影響が予想される項目に係る事業計画の細部が未確定の場合は、最も環境負荷が大きくなる条件を想定し、調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 環境影響の調査、予測及び評価に当たっては、最新の知見、専門家等の助言及び類似事例を踏まえ、適切に行うこと。
- (4) 準備書の作成に当たっては、調査、予測及び評価の内容を具体的かつ分かりやすく記載するほか、図表、地図及び写真等を活用するなどし、理解しやすいものとなるよう配慮するとともに、実施区域の周辺の地域住民、自治体等の関係者の理解が得られるよう、十分な情報提供と説明に努めること。

2 個別的事項

(1) 大気環境について

工事の実施並びに廃棄物の搬入及び埋立てに伴い、大気質、騒音、振動及び悪臭等の周辺の大気環境への影響が懸念されるため、実施区域と住宅等との位置関係を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。

(2) 水質について

本事業の実施に伴い、周辺の河川の水環境への影響が懸念されることから、事業特性、放流先河川の流量の季節変動及び流域の利水の状況等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。

(3) 動植物、生態系について

ア 本事業の実施に伴う実施区域内の土地の改変や河川の水環境の変化等により、動物、植物及び生態系への影響が懸念されるため、今後検討される施設や搬入道路の詳細な配置計画を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。

イ 陸上動物の調査について、埋立地の設置予定地内にも調査定点や踏査ルートを設定する等、陸上動物の生息状況を適切に把握できる手法を選定すること。

なお、現地の状況などにより埋立地の設置予定地内の調査が困難な場合は、必要に応じて自然環境が類似する他の地域で調査を実施し、その結果から陸上動物の生息状況を類推する等の手法も検討すること。

ウ 魚類及び底生生物の現地調査について、河川の地形や堰堤の存在等の生息環境の相違を踏まえた調査地点の設定や、年間を通じた個体数の変動を把握するため冬季の調査を追加するなど、魚類及び底生生物の生息状況を適切に把握できる手法を検討すること。

エ 魚類の文献調査について、近隣の柿崎川の文献を調査し、実施区域周辺の魚類相の状況等を準備書に記載すること。

オ 植物の植生図調査について、常緑広葉樹の分布をより詳細に把握するため秋季の紅葉・落葉期の調査を追加するなど、植物の生育状況を適切に把握できる手法を検討すること。

(4) 景観について

本事業の実施に伴い、実施区域周辺に存在する眺望点からの眺望景観への影響が懸念されることから、米山の山頂及び登山道を含む周辺の現地調査を実施し、その結果等から埋立地を視認できる眺望点を選定した上で、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。

(5) その他

最終処分場の設置計画の更なる検討にあたっては、周辺の地下水や地形地質の状況等を踏まえ、十分な安全性の確保に留意すること。

新潟県知事 花角 英世 様

上越市長 中川 幹太
(上越市環境部環境政策課)

上越地区産業廃棄物最終処分場整備事業に係る
環境影響評価方法書に対する意見について (回答)

令和5年10月20日付け環政第991号により照会がありました標記について、下記のとおり回答します。

記

1 個別事項

(大気質)

- ・二酸化硫黄について、方法書に記載がないため、評価の必要性を検討するとともに必要に応じて評価項目に追加することが必要と考えます。

(水質)

- ・水質調査に当たっては、環境基準で設定されている項目にとらわれずに規制の動向等に応じて、測定する、頻度を上げる、モニタリングシステムを設置するなどの方法を検討することが必要と考えます。

(動物)

- ・近年、日本海側の海岸線沿いや奥まった場所でガビチョウやアライグマ等の特定外来生物が急速に分布を増やしているため、アセス調査においてこれら生物の実態を確認した場合は、駆除のために関係機関に連絡するなど必要な対応を行うようお願いいたします。
- ・上記調査の状況を踏まえ、必要に応じて対応を継続的に実施するようお願いいたします。

(植物)

- ・植生調査、群落調査に当たっては、なるべくくまなく調査するよう配慮するとともに、可能な限り広く植物相の把握に努めるようお願いいたします。
- ・事業予定区域の周辺には、上越市文化財「ハマナス群生地」(竹鼻海岸)があるため、調査等において影響が及ぶことが判明した場合は、文化財保護に配慮し、必要な対応を行うようお願いいたします。

(景観)

- ・豊かな自然は上越市の景観を構成している大切な要素であるため、環境影響評価の調査・予測・評価においては、「上越市景観計画」に記載されている内容を考慮したうえで実施するようお願いいたします。

2 付帯事項

- ・遡水工の整備に当たっては、地形等の条件を考慮のうえ必要な対策を講じるようお願いいたします。

- ・工事に係る盛り土や覆土に当たっては、地質ボーリング調査の結果を踏まえ必要な対策を講じるようお願いします。
- ・施設の設計に当たっては、降雨量の想定など適切に検討して進めるようお願いします。
- ・施設の緑化について、環境への影響を配慮し、地域に生育する樹種の選定や外来種がなるべく入らない方法・手法を採用するようお願いします。
- ・温室効果ガスであるメタンガスの排出について、今後国の法令等で排出に係る基準等が設けられる可能性があるため、動向に応じて適切に対処することが必要と考えます。

担当：環境部 環境政策課
環境政策係 [REDACTED]
電話：025-520-5689（直通）
FAX：025-520-5852
E-mail：kankyo@city.joetsu.lg.jp

3.3.2 事業者の見解

新潟県知事意見に対する事業者の見解は表 3.3-1～表 3.3-3 に示すとおりである。

表 3.3-1 新潟県知事意見と事業者の見解

新潟県知事意見	事業者の見解
1 総括的事項	
(1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目や手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合は、必要に応じて環境影響評価の項目や手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。	事業計画を整理し、環境影響評価の項目や手法の選定に影響を与える新たな事情がないことを確認しました。
(2) 準備書段階で、環境への影響が予想される項目に係る事業計画の細部が未確定の場合は、最も環境負荷が大きくなる条件を想定し、調査、予測及び評価を行うこと。	準備書の作成にあたり、可能な限り詳細な工事計画、施設設計などを明らかにしました。さらに、事業計画に未確定の部分がある場合は、最も環境負荷が大きくなる条件を想定し、調査、予測及び評価を行いました。
(3) 環境影響の調査、予測及び評価に当たっては、最新の知見、専門家等の助言及び類似事例を踏まえ、適切に行うこと。	調査の実施、予測及び評価の実施にあたり、最新の知見、専門家などの助言及び類似事例を踏まえ、適切に行いました。
(4) 準備書の作成に当たっては、調査、予測及び評価の内容を具体的かつ分かりやすく記載するほか、図表、地図及び写真等を活用するなどし、理解しやすいものとなるよう配慮するとともに、実施区域の周辺の地域住民、自治体等の関係者の理解が得られるよう、十分な情報提供と説明に努めること。	準備書の作成にあたり、調査、予測及び評価の内容は、図表、地図、写真などを用い、極力わかりやすい記述となるよう努めました。また、周辺の地域住民、自治体などには十分な情報提供を行うよう、心がけます。

表 3.3-2 新潟県知事意見と事業者の見解

新潟県知事意見	事業者の見解
2 個別的事項	
<p>(1) 大気環境について</p> <p>工事の実施並びに廃棄物の搬入及び埋立てに伴い、大気質、騒音、振動及び悪臭等の周辺の大気環境への影響が懸念されるため、実施区域と住宅等との位置関係を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>大気質、騒音、振動及び悪臭について、実施区域と住宅などとの位置関係に配慮し、適切な予測、評価を行い、環境保全対策を検討しました。</p>
<p>(2) 水質について</p> <p>本事業の実施に伴い、周辺の河川の水環境への影響が懸念されることから、事業特性、放流先河川の流量の季節変動及び流域の利水の状況等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>河川の1年間の水質調査に加え、利水状況を把握しました。そのうえで、平均流量、低水流量を勘案した予測評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討しました。</p>
<p>(3) 動植物、生態系について</p> <p>ア 本事業の実施に伴う実施区域内の土地の改変や河川の水環境の変化等により、動物、植物及び生態系への影響が懸念されるため、今後検討される施設や搬入道路の詳細な配置計画を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>土地改変の状況、水環境の変化を踏まえ、動植物、生態系への影響について予測及び評価を実施しました。また、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討しました。</p>
<p>イ 陸上動物の調査について、埋立地の設置予定地内にも調査定点や踏査ルートを設定する等、陸上動物の生息状況を適切に把握できる手法を選定すること。</p> <p>なお、現地の状況などにより埋立地の設置予定地内の調査が困難な場合は、必要に応じて自然環境が類似する他の地域で調査を実施し、その結果から陸上動物の生息状況を類推する等の手法も検討すること。</p>	<p>ほ乳類、一般鳥類、昆虫類については、2か所の最終処分場計画地に対し、それぞれ落葉広葉樹、針葉樹、草原の地点を選定し、トラップ調査、センサーカメラ調査、鳥類の定点調査等を実施しました。また、ほ乳類、両生類、爬虫類、昆虫類の調査では、両計画地の踏査可能な範囲で目視観察、任意採取などを実施しました。</p>

表 3.3-3 新潟県知事意見と事業者の見解

新潟県知事意見	事業者の見解
<p>ウ 魚類及び底生生物の現地調査について、河川の地形や堰堤の存在等の生息環境の相違を踏まえた調査地点の設定や、年間を通じた個体数の変動を把握するため冬季の調査を追加するなど、魚類及び底生生物の生息状況を適切に把握できる手法を検討すること。</p>	<p>魚類調査では万蔵川中流地点に農業用取水堰があり、魚類の移動を制限していると考えられたため、万蔵川中流地点を堰の上流側、下流側に分けて調査を実施しました。底生生物では、堰の存在の影響は少ないと判断し、堰の上流側を代表地点としました。 また、年間の変動を把握するため、冬季調査を追加して実施しました。</p>
<p>エ 魚類の文献調査について、近隣の柿崎川の文献を調査し、実施区域周辺の魚類相の状況等を準備書に記載すること。</p>	<p>柿崎川の文献調査を実施し、実施区域周辺の魚類相について記載しました。</p>
<p>オ 植物の植生図調査について、常緑広葉樹の分布をより詳細に把握するため秋季の紅葉・落葉期の調査を追加するなど、植物の生育状況を適切に把握できる手法を検討すること。</p>	<p>植生図調査については紅葉・落葉期の調査を追加して実施しました。</p>
<p>(4) 景観について 本事業の実施に伴い、実施区域周辺に存在する眺望点からの眺望景観への影響が懸念されることから、米山の山頂及び登山道を含む周辺の現地調査を実施し、その結果等から埋立地を視認できる眺望点を選定した上で、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>米山山頂及び登山道を含む現地調査を実施し、眺望状況を確認し、山頂、登山道以外に実施区域を望むことができる眺望地点がないことを確認しました。 予測では、山頂、登山道を眺望地点と選定し、フォトモンタージュを用いた予測及び評価を実施しました。</p>
<p>(5) その他 最終処分場の設置計画の更なる検討にあたっては、周辺の地下水や地形地質の状況等を踏まえ、十分な安全性の確保に留意すること。</p>	<p>最終処分場の設置計画の検討にあたっては、周辺の地下水や地形地質の状況等を踏まえ、十分な安全性の確保に留意しました。</p>

上越市長意見に対する事業者の見解は表 3.3-4～表 3.3-6 に示すとおりである。

表 3.3-4 上越市長意見と事業者の見解

上越市長意見	事業者の見解
1 個別的事項	
<p>(大気質)</p> <p>二酸化硫黄について、方法書に記載がないため、評価の必要性を検討するとともに必要に応じて評価項目に追加することが必要と考えます。</p>	<p>評価の必要性について追加検討を行いました。新潟県下の令和元年度から令和5年度における二酸化硫黄日平均値の2%除外値は0.001～0.006ppmと近年低濃度で推移しており、環境基準を達成しています。ガソリン、軽油の燃料中に含まれる硫黄分については「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」(平成7年環境庁告示第64号)に基づき規制が図られています。また、本事業において、重油等の燃料を使用する計画はありません。以上のことから、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬、廃棄物運搬車両からの排出量は少ないと考えられることから、項目から除外しました。</p>
<p>(水質)</p> <p>水質調査に当たっては、環境基準で設定されている項目にとらわれずに規制の動向等に応じて、測定する、頻度を上げる、モニタリングシステムを設置するなどの方法を検討することが必要と考えます。</p>	<p>環境モニタリングの調査項目、頻度については、環境影響評価の結果を踏まえ、市や町内会ともご相談のうえ、決定してまいります。また、関連法令、基準等の動向を注視しつつ、必要に応じて調査方法、項目等の見直しを実施してまいります。</p>
<p>(動物)</p> <p>近年、日本海側の海岸線沿いや奥まった場所でガビチョウやアライグマ等の特定外来生物が急速に分布を増やしているため、アセス調査においてこれら生物の実態を確認した場合は、駆除のために関係機関に連絡するなど必要な対応を行うようお願いします。</p>	<p>本調査で確認されたアライグマの情報については、駆除を実施している上越市役所に情報提供いたしました。</p> <p>また、ガビチョウについての駆除は行われておりませんが、本調査で確認されたガビチョウの情報について、同様に上越市役所に情報提供いたしました。</p>
<p>上記調査の状況を踏まえ、必要に応じて対応を継続的に実施するようお願いします。</p>	<p>今後の事後調査の中で、駆除を実施している特定外来生物の情報が確認された場合は、上越市役所に情報提供してまいります。</p>

表 3.3-5 上越市長意見と事業者の見解

上越市長意見	事業者の見解
<p>(植物)</p> <p>植生調査、群落調査に当たっては、なるべくくまなく調査するよう配慮するとともに、可能な限り広く植物相の把握に努めるようお願いいたします。</p>	<p>植生調査、植物相の調査は、事業区域から250mの範囲を市道、山道などを利用して、できる限り調査範囲をくまなく調査し、植物相の把握に努めました。</p>
<p>事業予定区域の周辺には、上越市文化財「ハマナス群生地」(竹鼻海岸)があるため、調査等において影響が及ぶことが判明した場合は、文化財保護に配慮し、必要な対応を行うようお願いいたします。</p>	<p>「ハマナス群生地」(竹鼻海岸)については、改変区域(直近の工事用道路)から300m程度離れており事業影響は及ばないと考えております。また、整備予定地内から出る水については、埋立地内の降水は浸出水処理施設で水質処理したうえで万蔵川の下流へ放流し、それ以外の降水や地下水は従前とほぼ同様に流出(万蔵川の上流へ放出)します。埋立地の面積は万蔵川流域の約3%程度(竹鼻埋立地1.49%、下中山埋立地1.76%)であることも合わせると、万蔵川の水量や土砂量が大きく変わることはない見込んでおります。そのため、砂浜への堆積物の増加による影響は及ばないものと考えています。</p>
<p>(景観)</p> <p>豊かな自然は上越市の景観を構成している大切な要素であるため、環境影響評価の調査・予測・評価においては、「上越市景観計画」に記載されている内容を考慮したうえで実施するようお願いいたします。</p>	<p>「上越市景観計画」における「一般区域における行為の制限」の内容を踏まえ、施設の形態・意匠は周辺景観と調和した違和感のないものとし、高さや色彩については同計画および上越市環境色彩ガイドラインに準拠して設計します。造成により生じる法面は緑化に努め、周辺植物の自然侵入を基本とし、不足する場合には周辺で採取した種子由来の種苗導入を検討します。</p>

表 3.3-6 上越市長意見と事業者の見解

上越市長意見	事業者の見解
2 付帯事項	
<p>遮水工の整備に当たっては、地形等の条件を考慮のうえ必要な対策を講じるようお願いいたします。</p>	<p>県指導要綱に基づき、埋立地の基礎地盤は、埋立てる産業廃棄物の荷重等による遮水層の損傷を防止するために必要な強度を有し、かつ、遮水層の損傷を防止することができる平らな状態とするとともに、埋立地の盛土法面・切土法面の勾配や小段の間隔を適切に設定し、遮水シートの天端を固定工により強固に固定し遮水シートの滑落を防止する、勾配のある法面部には難透水性層は敷設せずにモルタル吹付＋ベントナイト複合遮水ライナーの敷設とするなど地形・地質等の条件を考慮の上必要な対策を検討します。</p>
<p>工事に係る盛り土や覆土に当たっては、地質ボーリング調査の結果を踏まえ必要な対策を講じるようお願いいたします。</p>	<p>地質調査の結果を踏まえ必要な対策を検討します。</p>
<p>施設の設計に当たっては、降雨量の想定など適切に検討して進めるようお願いいたします。</p>	<p>降雨量の想定など適切に検討し、施設の設計を進めます。</p>
<p>施設の緑化について、環境への影響を配慮し、地域に生育する樹種の選定や外来種がなるべく入らない方法・手法を採用するようお願いいたします。</p>	<p>緑化については、周辺からの自然侵入による緑化及び、必要に応じて現地周辺で採取した種苗を用いることとします。外来種が著しく拡大するようなことがあれば、必要に応じて除去作業を行う等の対応を検討します。</p>
<p>温室効果ガスであるメタンガスの排出について、今後国の法令等で排出に係る基準等が設けられる可能性があるため、動向に応じて適切に対処することが必要と考えます。</p>	<p>今後国の法令等でメタンガスの排出に係る基準等が設けられる場合は、動向に応じて適切に対処します。</p>